

障害者福祉タクシー料金助成利用券の使用上の注意

障害者福祉タクシー料金助成利用券(以下「利用券」という。)を使用する際には、利用券に記載された注意事項を守って利用するとともに、次の事項についてご承諾いただいた上でご利用ください。

1. 今回お渡しする利用券(水色)は、次の期間のみ使用できます

令和7年4月1日(火)から 令和8年3月31日(火)まで

2. 利用券への助成金額の記入は運転手が行います
 3. 利用券使用時は、必ず障害者手帳を運転手に見せて、本人確認を受けてください
→本人確認ができない場合、利用券は使用できません
→運転手が確認した手帳番号を利用券に記入します
 4. 受給者が市外へ引越しをした場合、利用券は使用できません(施設入所を除く)
 5. 利用券1枚の助成上限金額は「タクシー乗車時の初乗運賃の9割以内の額でタクシー事業者と契約した額」です
 6. 車イスやストレッチャー等による乗車が可能なタクシー(時間制運賃のもの)は、「迎車料金」の助成はありません
 7. 利用券は、乗車1回につき最大6枚まで使えます
 8. 利用券の助成上限金額に満たない場合、差額分を釣り銭として受け取ることはできません
 9. この制度は、障がいのある方が外出した際、実際に利用したタクシーの料金の助成を行うことにより、外出の支援を行うことを目的にしています
 10. 今年度は高齢者外出支援サービス利用券の交付を受けることができません
 11. 自動車税の減免を申請された場合、利用券及び助成金額全額の返還をしていただきます
- 利用券は、「金券」として配布しているものではありません
(運転手への「心付け(チップ)」として渡すことはできません)

令和7年4月1日

《問合せ先》

知立市役所 福祉課 障がい福祉係

電話:0566-95-0118(直通)

FAX:0566-83-1141



利用券の財源は「税金」です。注意事項等を守って正しく使用してください。

ウラ面へ

【 利用券の使用方法について 】

- ・利用券使用時は、必ず障害者手帳を運転手に見せて、本人確認を受けてください。
- ・タクシー乗車時の初乗運賃の9割以内の額でタクシー事業者と契約した額が助成上限金額となります。
- ・タクシー業者ごとに契約金額が異なります。乗車したタクシー業者様にご確認ください。
- ・支払金額が助成上限金額よりも少ない場合に、差額分を釣り銭として受け取ることはできません。

登 録 タ ク シ ー 業 者 （令和7年4月1日現在）

	※福祉タクシー	電 話 番 号
名鉄東部交通(名鉄タクシー)		0566-81-1276
大興タクシー	○	0566-21-3418
名鉄知多タクシー(株)		0569-37-1112
リフト付介護タクシー福祉の足	○	0562-92-4886
介護タクシーさくら	○	0120-396-015
福祉タクシーあいあい	○	0800-200-0500
刈交タクシー	○	0566-21-4503
名鉄タクシーホールディングス(株)		0570-085-255
(株)みかわケア介護・福祉タクシー	○	0566-91-8969
合同会社介護タクシースマイル	○	0566-21-7441
こうしん介護タクシー	○	0120-47-1148
介護タクシーえん	○	0566-78-0178
介護タクシーカルカル	○	080-1593-6888
福祉タクシーよしはら	○	052-885-0818
(株)エクスプレス・サービス		0566-74-6677
ニコニコ介護タクシー	○	080-9732-2525
おでかけサポート聖	○	090-8165-2285
福祉タクシーあひる	○	090-7757-9950
走介ライフサポート	○	080-3611-8339
福祉タクシー添える	○	090-9174-1100

※ 福祉タクシー:車イスやストレッチャー等による乗車が可能なタクシーがあるタクシー業者